

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県比企郡小川町大字角山1045番地
氏名 株式会社 環境サービス
代表取締役 原 一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 元年 12月 3日

許可の有効年月日 令和 8年 8月 14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥 (#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (*) (#1)、がれき類 (*) 以上 13種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (再利用不可能なものに限る。)、紙くず (再利用不可能なものに限る。)、木くず (再利用不可能なものに限る。)、繊維くず (再利用不可能なものに限る。)、金属くず (再利用不可能なものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (再利用不可能なものに限る。)、がれき類 以上 7種類

※1 産業廃棄物の種類に (*) 表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に (#1) 表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷363番1、字東高山331番9、大字富田字天神田入2556番26 以上3筆 (面積3,014.12m²) に限る。

保管施設の概要は裏面のとおりに。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和63年 7月 1日	指令西環第6-41号	新規許可
平成16年 5月10日	指令廃指第 214号	変更許可 (「除く」から「含む」への変更)
平成17年 7月 4日	指令廃指第 615号	変更許可 (品目の限定の変更)
令和元年 7月22日	-	変更届 (住所)
令和元年12月 3日	指令北環第52-1号	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類（再利用不可能なもので石綿含有産業廃棄物を除くものに限る。） 以上 1 種類	7.4 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
紙くず（再利用不可能なものに限る。） 以上 1 種類	7.4 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
木くず（再利用不可能なものに限る。） 以上 1 種類	7.4 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
繊維くず（再利用不可能なものに限る。） 以上 1 種類	7.4 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
金属くず（再利用不可能なものに限る。） 以上 1 種類	7.5 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再利用不可能なもので石綿含有産業廃棄物を除くものに限る。） 以上 1 種類	7.4 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 1 種類	8.8 m ²	1.5 m (屋内)	5.2 m ³ (0.86m ³ ボックス×6個)

(以下余白)